

管理運営事業者の募集に係る個別対話における疑義事項について

No.	項目	疑義事項（抄）	対話をふまえた方針
1	有料施設の所有権について	有料施設のうち、事業者が利用料金収入による独立採算により調達・設置し、維持管理・運営を行う遊具・運営備品等について、事業者が事業期間に亘り所有権を有すべきであり、竣工時に県へ所有権を移転すべきではないのではないか。	利用料金収入により事業者が独立採算で設置・管理運営を行う施設については、所有権移転を伴わず、事業期間に亘って事業者が所有権を有し続けるとする提案も可とします。 利用料金の設定や公園施設設置許可使用料の負担等を含め、詳細は、事業提案に基づき、事業者選定後に協議により決定するものとします。
2	既存公園エリアの改修対象外施設に係る修繕について	既存公園エリアの改修対象外施設について、日常修繕に係る費用は事業者が負担とあるが、1件400万円以下の修繕をすべて事業者負担により実施することは、事業者の負担が過大ではないか。	既存公園エリアの改修対象外施設に係る日常（経常）修繕と大規模修繕・更新との区分については、改修対象外施設の老朽化等の程度が必ずしも明確ではなく、事業者のリスクが過大であることから、原案は「400万円/件」を超えるか否かにより判断することとされていますが、「250万円/件」に修正するものとします。 ただし、修繕の頻度や内容、年間の累計額等を総合的に勘案し、案件ごとに詳細を決定するものとします。
3	維持管理・運営期間中の契約保証について	維持管理・運営期間中の契約保証について、履行保証保険の付保は実務上困難であり、契約保証金を調達する必要があるため、借入に伴う金利負担等が発生し、事業者の負担が過大である。 現PFI事業では維持管理・運営期間中の契約保証は求められていなかったことをふまえ、本事業においても維持管理・運営期間中の契約保証は不要としてもらいたい。	原則として、県契約規則第19条に則り契約保証を付すものとしますが、実際の付保の要否については、事業者選定後に、提案内容や担当企業、金融機関との直接協定等をふまえて決定するものとします。